

福祉公安委員会会議記録（第2号）

令和5年 6月30日

福島県議会

1 日時

令和5年 6月30日（金曜）

午前 11時 開議

午後 1時20分 散会

2 場所

福祉公安委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号に添付）のとおり

4 出席委員

委員長	安部 泰男	副委員長	山口 信雄
委員	亀岡 義尚	委員	長尾 トモ子
委員	佐藤 政隆	委員	遊佐 久男
委員	佐久間 俊男	委員	荒 秀一
委員	鈴木 優樹		

5 議事の経過概要

（午前 11時 開議）

安部泰男委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより福祉公安委員会を開く。

これより警察本部の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

議事課松本主事である。

政務調査課鈴木主査である。

この際、公安委員長より挨拶のため発言を求められているので、これを許す。

公安委員長

(自己紹介)

安部泰男委員長

続いて、先般の人事異動により執行部に異動があったので、新任者を紹介願う。

(警備監以上の新任者は自己紹介、その他の新任者は警務部長より紹介)

安部泰男委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第11号外1件を一括議題とする。

直ちに、警察本部長の説明を求める。

警察本部長

(別紙「6月県議会定例会福祉公安委員会警察本部長説明要旨」により説明)

安部泰男委員長

続いて、交通部長の説明を求める。

交通部長

(別紙「議案説明資料」により説明)

安部泰男委員長

続いて、会計課長の説明を求める。

警務部参事官兼会計課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

安部泰男委員長

以上で説明が終わったため、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

荒秀一委員

議案第11号について聞く。道路交通法等の改正に伴い所要の改正を行うほか、視覚障がい者に歩行者用青信号が表示されていることを伝達する音響式信号機の従来の音響に加えて、視覚障がい者が使用するスマートフォン等に送信する情報も含む旨を定めるとの説明があったが、視覚障がい者が所持するスマートフォンにはどのように周知されるようになるのか、詳しく聞く。

交通規制課長

まず視覚障がい者用の音響式信号機について説明するが、「ピヨピヨ」や「カッ

コー」等の音が出る信号機を想像すると分かりやすいかと思う。この音が出る信号機にBluetoothを搭載し、かつスマートフォンにアプリを入れると「〇〇交差点、〇〇方面が青になりました」と視覚障がい者に伝えることができる機能を有する信号機も視覚障がい者用の信号機として定めるとの改正内容である。

荒秀一委員

視覚障がい者がアプリの機能をうまく活用できるよう、どのように周知するのか。また、音響式信号機は十分な設置に至っていない気がするが、その辺りの現状及び今回の改正に伴う音響式信号機の増設等に係る予算措置の有無について聞く。

交通規制課長

今回の改正に伴う予算は計上していない。先行導入している警視庁等からは、スマホから「〇〇方面が青になりました」との音声も流れても当該方面の方角が分からず、音響式信号機と併用しないと安全に横断歩道を渡れない現状があるとの話も聞いている。そのため、東京都でも15基程度、全国でも330基程度の設置にとどまっている。本県における導入の是非に当たっては、視覚障がい者や障がい者福祉協会等の意見を聞きながら検討していきたい。

荒秀一委員

確認だが、まず条例を整備し、今後障がい者協会などの当事者と設置や実際の運用等について検討していくとの理解でよいか。

交通規制課長

そのとおりである。

亀岡義尚委員

今の質疑に関連するが、議案第11号の遠隔操作型小型車とはどのようなものをイメージしたらよいか。また、特定小型原動機付自転車について、普通自動車免許を取得していれば小型原動機付自転車の免許も有しているため県民に広く関わることだと思う。先ほど交通部長から説明は受けたが、改めて詳しく聞く。

交通規制課長

委員指摘の遠隔操作型小型車は、ニュース等でよく見る郵便物等を運ぶ実験で用いられている小さな箱型の自動配送ロボットをイメージすると分かりやすいと思う。道路交通法の改正内容だが、遠隔操作型小型車の道路通行時は歩行者扱いとなることと、新たに電動キックボード等の特定小型原動機付自転車の通行方法が自転

車等の軽車両と同様の取扱いとなることで、遠隔操作型小型車の道路横断時は歩行者用信号機に、特定小型原動機付自転車の道路横断時は自転車を対象となる信号機に従うべきとの規定に改正された。

亀岡義尚委員

そうすると、特定小型原動機付自転車の運転には特殊な免許を要するため、小型原動機付自転車の免許では運転できないのか。

交通企画課長

原動機付自転車免許はいわゆる50ccバイクの運転ができるが、委員指摘の特定小型原動機付自転車については、7月1日以降に製造、販売されたもののうちモーター部分である定格出力が0.6kW以下や最高速度20km以下などの様々な保安基準がある。16歳以上であれば、この一定の基準を満たしたものは免許なしで車道を通行できるのが特定小型原動機付自転車である。

ここから一つ枝分かれしたのが、特例特定小型原動機付自転車である。最高速度が6km以下かつ最高速度表示灯の緑のランプを点滅させるとの要件をきちんと満たしたものは、自転車と同様の取扱いで歩道を通行することが可能になる。

安部泰男委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

安部泰男委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

荒秀一委員

2点聞く。まずは今年2月定例会の常任委員会でも質問した外国人の自動車運転免許の更新について、先日も外国人から合格がなかなか難しいとの相談があった。技能実習生や英語助手として生活している外国人もたくさんいると思うため、免許更新の現状について改めて聞く。

もう1点だが、市民から「困ったことがあるので警察に相談へ行きたいが、どこの窓口に行けばよいか分からない」との相談をよく受ける。各警察署を訪問したこともなく正確に把握していないため、知り合いの警察官にそのような相談はどこで

受けているのか聞いたところ、どこでもよい、誰でもよいとのことであった。そのように市民に伝えたところ、「そう言われても困る」と少し不安を助長したようで、相談には行けないと言われたことがある。市民が困ったときに気軽に相談できるような窓口が重要かと思うが、警察における窓口の現状を聞く。

運転免許課長

外国の運転免許証を日本の免許証に切り替える試験の現状について、今年5月末現在で申請が約330人、合格者が126人である。外国の受験者からは待ち期間が結構長いとの声が多数あったことから、短縮を目指し今年に入って人員体制の見直し等を図った結果、去年は予約から受験まで約4か月待ちだったのが現在は約2か月待ちとなっている。また、外国人が免許を切り替えるためには簡単な学科試験と実技試験の受験が必要だが、実技技能試験で不合格となる者が非常に多い。これが多いと予約がどんどんたまってしまうため、少しでも合格率を高くできるよう予約の段階で親切丁寧に説明し、しっかりと練習してくるよう声をかけている。あわせて、自動車教習所でも練習の受入れを行うよう申し入れている。その結果、去年の合格率は23.6%だったが、今年は5月末現在で37.4%まで向上している。引き続き待ち期間の短縮に向けて業務を推進していきたい。

県民サービス課長

困りごとに係る相談窓口について、警察本部であれば県民サービス課が担当しており、電話番号は平日の日中になるが#9110にかけると県民サービス課の警察安全相談員が受理している。通常、警察署には警察安全相談員が在署しており、当該相談員が様々な要望等に対応している。相談者は多種多様で、中には相談したい者から話を聞いた者が相談してくるケースもある。また、相談者が直接来署するケースもあるが、事件化すべきなのか、他の相談窓口に戻すべきなのかを正確に判断するためにも、相談者本人が直接警察署や警察本部に相談してくれるとより正確な情報を入手し的確に対応できると思うため、今のような内容を伝えてもらえればと思う。

荒秀一委員

まず外国人の運転免許の切替えについて、現場は体制を整備しながら苦勞していると思うため敬意を表したい。県内の外国人労働者数は増加傾向かと推察するが、会社が運転免許取得をあっせんしているケースも多いと思われる。一方で、交通ルールを遵守して自動車運転免許を取得することも大変重要だと思う。今の答弁で改

善傾向にあることは理解したが、どのような外国人が免許取得を希望しているのかもある程度把握しながら体制を整備していくべきである。例えば、アフリカから来日した英語圏の外国人の間では、免許切り替えに難しい印象を持っているようであるため、県警にも苦労はあると思うが、そのような点でもう少しアンテナを張ってもよいのではないか。ぜひとも現状の把握に努めつつ、今後の体制を整備していくよう願う。すぐには難しいと思うが、今後の考え方について聞く。

また、相談窓口については説明のとおりだと理解するが、一方で#9110の啓蒙も必要かと思う。今日見たテレビで18歳の学生が自宅マンションで20代の元交際相手に刺されて亡くなったとのニュースが流れていたが、その中で元千葉県警察生活安全課長のコメンテーターも#9110や相談窓口について述べていた。しかし、よほどのことがなければ一般市民は相談しない現状もあるのではないか。県民に向き合う県警察でも、何でも相談を受けるのは難しいと思う。しかし、相談しようとした、あるいは相談したけれども残念な結果に終わったとの話もよく聞き、私の友人も「本当は相談したいが、弁護士に依頼するしかないかな」と言っていた。そのような声もあるため、窓口の整備は常に課題だと思うものの、さらなる充実も含めて改めて求めたいが、どうか。

運転免許課長

外国人の運転免許の切替えについて、確かに難しいとの声は聞く。諸外国の現状を述べると、例えばアメリカでは日本の運転免許センターのようなコースを有する施設もなく、通常の住宅地内の道路を少し走行しただけで免許が取得できる。そのような国と比較すれば、確かに日本での運転免許切替えは難しいと思う。しかし、自動車教習場等で10時間程度練習し、運転免許センター職員の案内を聞き入れてその日のうちに全試験を合格して免許証を切り替えていく外国人も多いため、その辺りも含めて丁寧に指導していきたい。

また、体制整備について、外国人への対応にはどうしてもグローバルな感覚を要するため、今年から海外居住歴があり外国免許を有していた職員を担当に当てるほか、対応できる職員数を増やしていくなど今後も引き続き対応していきたい。

県民サービス課長

委員指摘のとおり、相談希望者の中には相談しづらいと感じる者や#9110への電話をためらう者もいると思う。#9110はラジオ広報等により周知を図っているが、

相談しやすい窓口として様々な広報媒体により周知を進めていきたい。また、警察官に対しても警察安全相談を対応する際の基本的な姿勢の教養を進め、相談しやすい環境を構築していきたい。やはり、相談者の中にはどうしても警察署に行きづらいとの印象を持つ者もいるかと思う。警察署は柔らかい雰囲気であることの周知も必要かと思うため、そのような部分も心がけながら広報を進めていきたい。

鈴木優樹委員

警察犬について聞く。今年4月18日の読売新聞に警察犬訓練の担い手不足という記事が掲載されていた。警察犬は正規雇用だと思っていたが、本県の警察犬全29頭は警察が飼育、管理する直轄犬ではなく、民間で飼育して警察の要請で出勤する正規でない嘱託犬のようである。嘱託犬が出動した場合の1回の手当額や嘱託状況など、詳細を聞く。

鑑識課長

本県では嘱託犬制度を導入しており、現在29頭の嘱託犬に依頼している。出動に係る謝金だが、日中の2時間以内であれば4,000円で、1時間の追加ごとに額が加算され、さらに県費からも2,000円を支給している。そのほか、移動距離に応じた旅費も支給している。

鈴木優樹委員

出動時は指導員も同行するのか。

鑑識課長

もちろん指導員も一緒に出動している。

鈴木優樹委員

指導員と嘱託犬でその金額なのか。もちろん好きで育てる指導員もいると思うが、担い手不足もあり、その金額ではなかなか継続が難しい印象がある。県警察だけの対応ではないと思うが、まずはその謝金額から見直していかなければならないのではないか。警察犬は不可欠であることから、その辺りを整えていく必要があると思うためよろしく願う。

次に、今年は統一地方選挙の年である。我々も選挙を控えており後援会の会員として適切な人物に活動協力の声をかけてみると、息子や娘婿が警察官であることを理由に断られるケースがあるが、やはり身内に警察関係者がいるとそのような暗黙のルールがあるのか。

鑑識課長

まず嘱託犬の頭数を訂正するが、今年6月現在で県内にいる嘱託犬は全29頭ではなく全28頭である。

また、委員指摘の謝金額について、嘱託犬のうち指定犬に対しては月額3,000円の飼育費を支給している。なお、令和3年までは月2,000円だったが、物価上昇等を踏まえ昨年4月から月3,000円に改定している。

警務課長

選挙関係について、警察官は当然公平中立が必要であるため、選挙の都度その指導を行っているが、あとは各個人の判断であることを理解願う。

鈴木優樹委員

警察犬のほとんどは大型犬ではないか。月3,000円の飼育費では圧倒的に足りないと思うため、その点もしっかり勘案するよう願うが、飼育費はどのように決めているのか。

鑑識課長

飼育費は各県によってばらつきがあり、支給しない県もある。委員指摘のとおり大型犬が多く当然飼育費も非常にかかっているとは思いますが、本県では指導員からの要望を受けて、月2,000円から3,000円に増額したところである。

長尾トモ子委員

改正道路交通法の施行により自転車運転時のヘルメット着用が努力義務化されたが、ヘルメットの入荷待ちが発生していることもあるのか、現時点で約3割の着用率にとどまっているようである。法律で努力義務化された以上、警察における啓発活動が重要だと思うが、その辺りの現況を聞く。

また、最近警察官の拳銃自殺が相次いでいる。もちろん個人の悩みはあると思うが、そのような事例をなくすためにも、組織としてどのように考えてどのような指導を行っているのか。国、県民を守るといふ警察官の崇高な理念の下で勤務する職員を1人でも失うことは非常に辛いと思うため、その辺りについて聞く。

交通企画課長

自転車のヘルメット着用について、まずは各種交通教室や交通安全講習等で重点的に啓発している。また、昨秋の全国交通安全運動から県交通対策協議会や県トラック協会等の協力を得て「かぶろう！はいろう！とまろう！」というヘルメット着

用と自転車保険加入の商業事業も実施するなどの広報活動を進めている。また、今年5月を自転車月間と設定し、県内の中学校と高校にヘルメット着用の調査を2回実施したが、その2回とも中学生は99%の着用率だったのに対し、高校生は委員指摘のとおり20%弱であった。その結果を踏まえ、県内の高校を所管する教育庁健康教育課や総務部私学・法人課にそれぞれ文書で学校の生徒に自転車利用時のヘルメット着用を求めたほか、学校での適切な指導機会の提供も依頼し、必要があれば警察が高校に出向いて交通安全教育の機会を設ける旨も併せて周知している。

教養課長

警察官の拳銃貸与については、警察法第67条「警察官は、その職務の遂行のため小型武器を所持することができる」の規程に基づいている。従来から県警察としては、主に人事異動の時期などに各所属長や署長等から適正な拳銃の取扱いの教養を依頼しており、令和4年度は本県警察58全所属で3,627人の警察官に教養を実施した。報道があったとおり、今春に拳銃を用いた事案が続いたことから、再度繰り返し教養の推進を依頼しており、今年5月末時点では延べ5,762人の警察官に対して繰り返し教養を実施した。

警務課長

悩みのある職員への対応だが、今回発生した事案ではいずれも悩みを抱えていたとのことで、職員の不安や悩みを解消するための通達を発出している。通達の内容だが、1つ目は全職員を対象として身上指導等により職員の不安や悩みを把握し対策を取ること、2つ目は悩みを抱えている職員がいる状況が幹部まで共有されていない状況もあることから、しかるべき幹部まで情報共有される職場環境の醸成を図ること、3つ目がワーク・ライフ・バランスの推進により心と体の健康に留意することである。

この通達に基づき警務部長等が各警察署を訪問し、直接署長等に通達の趣旨や対応要領等について細かに指示したところである。そのほか、やはり1人で悩んでいる職員がいるケースもあったため、決して1人で悩まないよう各種相談窓口について周知を図ったり、家族に対しても職員の異変を感じた場合は警察本部や各種窓口への相談依頼を実施したところである。引き続き、職員の不安や悩みを解消する対策を推進し、当該事案の未然防止に努めていきたい。

長尾トモ子委員

駅前に自転車を置いて電車で通学する高校生も多いため、そのような自転車置場での啓発方法も考える必要があるのではないかと。また、県警察で考えることではないが、例えばもう少し小さいサイズのヘルメットや畳めてバッグの中にしまえるヘルメットの開発なども含め、連携して取り組んでいく必要がある。むしろ警察がそのようなヘルメットを公募し、着用方法等について提案していく方法もあると思う。サイズが大きく邪魔になるとの声も聞くため、工夫を凝らしてヘルメット着用率が向上するよう、日本全体で考えていかなければいけないのではないかと。駅周辺の駐輪場における啓発もできるとよいと思う。

また、悩みのある職員への対応について、思いを持って警察官となったわけだが、自分だけでなく周囲との関係等もあって悲しい事件につながってしまったとも思う。警察官を目指す者には本当に感謝しているため、その辺りをしっかり対応願う。どうしても警察には堅くて上下関係が厳しいイメージを持つため、立場を超えてよりフレンドリーな関係性を目指すことも大事だと思う。警察本部長は近々異動となるが、今の点を含めて思いを聞く。

警察本部長

意見や指摘に感謝を述べる。拳銃自殺の事案関係については先ほど説明があったとおりで、私自身はフレンドリーに接しているつもりだったが、非常に真面目な職員が多い中では確かに少しきつい部分もあると思う。指摘も踏まえつつ、組織自体の規律も大事にする一方、別次元で自由闊達で元気な組織にできるよう訴えていきたい。後任にもそのようなテーマで引き継いでいきたいと思っているため、引き続きの指導をよろしく願う。

安部泰男委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

安部泰男委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

児嶋警察本部長は約2年現職を勤めたが、本県の体感治安向上や復興に寄与してもらい、心から感謝を述べる。間もなく離任すると思うが、体に十分気をつけて新天地でも頑張るよう願う。

これをもって、警察本部の審査を終わる。

ここで、暫時休憩する。再開は午後1時とする。

(午後 0時 1分 休憩)

(午後 0時59分 開議)

安部泰男委員長

再開する。

これより病院局の審査に入る。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

議事課松本主事である。

政務調査課鈴木主査である。

続いて、先般の人事異動により、執行部に異動があったので、新任者を紹介願う。

(病院経営課長は次長より紹介)

安部泰男委員長

以上で紹介を終わる。

今回、病院局については付託議案はないが、この際、病院局長より発言を求められているため、これを許す。

病院局長

(別紙「6月県議会定例会福祉公安委員会病院局長説明要旨」により説明)

安部泰男委員長

これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は、発言願う。

長尾トモ子委員

ふくしま医療センターこころの杜が開院して半年以上が経過したが、児童思春期外来の待機児童数はまだまだ減っていない気がするため、その辺りの現状を聞く。

また、児童思春期外来では井上医師を中心に多くの児童を診ていると思うが、開院から半年が経過した現時点で問題点や意見等は出ているのか。

病院経営課長

児童思春期外来における現在の新患待機状況について、従来から新規患者数の増加に伴い待機期間が生じている。令和4年度の新規患者数は344人と、3年度の290人に比べ約2割増加している。こうした新規患者の増加を受け、現在の待機期間は約8か月待ちである。引き続き相談を受けた段階から多職種による相談体制を充実し、少しでも待機期間の短縮に努めていきたいと考えている。

旧矢吹病院は昨年10月にふくしま医療センターこころの杜として開院したが、児童思春期病棟については、20病床のうち現在12人が入院している。なお、ふくしま医療センターこころの杜としての開院に当たって全室個室化など療養環境を整備したところであり、全室個室化のメリットを生かしながら療養の充実に係る取組を進めている。また、今年4月からは須賀川支援学校の協力を得て、入院児童生徒支援員の教員を週2回派遣してもらい、学習支援や在校学校との連携に係る部分を担ってもらう取組も進めている。

なお、半年経過後の現時点で特に大きな問題はなく12人の療養を進めている。

長尾トモ子委員

待機期間が8か月待ちとは大変つらい状況だと思うが、県内には思春期の子供たちを診療できる病院等もあるのではないかと。旧矢吹病院時代から児童思春期外来では「ふくしまモデル」に取り組んでおり段階的な支援を行っていると思うが、現在も引き続き取り組んでいるのか。他の病院との連携状況も含めて聞く。

また、須賀川支援学校との連携について、今までは病院は病院との考えがあったため、それなりに教える人はいたと思うが学習機会はなかったのではないかと。恐らく須賀川支援学校からの要望を受け、その後入院児童生徒支援員の加配に至ったと思うが、派遣は月1回と聞いた気がするため、現状も含めて詳しく聞く。

病院経営課長

児童思春期外来の相談体制について、相談を受けた段階から地域医療連携室や公認心理師が対応し、その中で緊急性のある場合や待機可能と判断した場合など、各患者の状況に応じてその後の体制も変えつつ、至急診療につなげる必要がある場合は診療につなげ、待機可能と判断した場合は相談体制を継続していくなど適切に対応している。なお、地域の医療機関との連携についても、適宜地域医療連携室等を通じてやり取りを行っている。

また、現在は週2回の入院児童生徒支援員の派遣により、在籍する学校との連絡

- ・調整や学習支援等を受けている。

長尾トモ子委員

児童思春期外来を有する医療センターを開院したのは、本当にすごいことである。開院してよかったと思えるよう、様々に連携しながらしっかり成果を出してもらいたい。

約8か月の待機期間を解消するには医師を増員しないと難しいと思う。児童思春期外来は井上医師だけだったと思うが、どのような診療体制になっているのか。

病院経営課長

常勤医師は井上副院長を含めて計5人体制で対応しているほか、非常勤医師の応援も得ながら児童思春期外来の診療体制を組んでいる。

長尾トモ子委員

今後もしっかり取り組むよう願う。

次に、双葉地域における中核的病院の病床規模について聞く。前回2月定例会の常任委員会でも話題に出たと思うが、改めて当該地域の病床規模及び想定する診療科について聞く。

次に、大熊町の人口が増えており、住民の多くは東京電力社員のようなのだが、当町の医療体制はどうなっているのか。隣の富岡町に行けばふたば医療センター附属病院があるが、大熊町の医療体制の現状について聞く。

また、双葉地域における医療体制の整備については今後も長期にわたって考えていかなければいけない課題だと思うが、その点に関して考えがあれば聞く。

病院経営課長

双葉地域の中核的病院については、先日開催した「双葉地域における中核的病院のあり方検討会議」において病床規模及び想定診療科を提示したところである。提示した病床規模は250床前後だが、試算上は双葉地域の想定入院患者数を500人、このうち中核的病院が担う患者数の割合を約4割と想定、これに急性期病院の平均的病床利用率8割で割り戻した数値である。双葉郡における現在の人口が約1万6,000人であるため、開院後は人口規模に見合った100床規模からスタートすることについても提示した。また、今後想定される医療ニーズや地元の要望等も踏まえて、想定診療科は20科とした。

次に、大熊町の診療体制だが、県立では現在富岡町にあるふたば医療センター附

属病院が二次救急を担う病院として機能しているほか、町立の診療所が開設され、医療提供していると承知している。

長尾トモ子委員

大熊町の帰還住民は少ない一方で、東京電力の社員は約700人住んでいると聞きますが、自社の病院にかかっているのか。先日大熊町を訪問した際に気になったため、その辺りの現状を再度聞きます。

病院経営課長

委員指摘のとおり東京電力は自社で診療体制を整備していると思うが、先ほど述べたとおり県立についてはふたば医療センター附属病院が、町立については診療所が医療提供を行っている。

病院局長

大熊町の医療提供体制について、今日の朝刊に大熊町の帰還状況について報道されているように、委員指摘のとおり全住民約1,000人のうち約700人が東京電力の社員であるが、東京電力は原発構内に診療所を設置しているので社員は当該診療所でも対応できると推察する。一方、当然町にも町立の診療所があるため、そちらでも対応している。大熊町から富岡町のふたば医療センター附属病院までは約10km未満とあまり距離もないため、内科と救急診療を提供している当該附属病院でも対応している。

荒秀一委員

関連して、ふくしま医療センターこころの杜について聞きます。待機期間が約8か月あるものの、患者の状況に応じて必要な部分は速やかに対応しているとの説明があったが、待機患者はその間こころの杜で対応しなければいけないのか、それとも他の病院との連携も視野に入れて対応するのか。待機期間は約8か月あるため、患者を中心に考えるならば、やはり何らかの改善すべき点があるのではないかと。先ほど、待機期間の解決策に関して医師増員の提案があった。現状では緊急を要する判断も行われていると思うが、患者側が納得する説明があれば私も納得するため、詳しく聞きます。

病院経営課長

児童思春期外来の待機期間については、先ほど述べたとおり緊急性がある場合は速やかに診察につなげる体制を整備している。一方、待機可能と判断した場合の対

応については、医療スタッフによる事前の支援ということで学校や自宅への個別訪問などにより様子を確認するなど、待機期間中の不安軽減に努めている。

荒秀一委員

患者が医師の診察や診療を受けるまでには、訪問や調査などしっかり整備された体制下による支援があると理解した。医師の診察を受けるまでの過程において、患者本人や家族に対して十分に相談対応や準備等が行われているのか。

病院経営課長

待機期間中は患者本人や家族の不安を解消すべく、訪問調査等により適宜フォローアップに努めていきたいと考えている。

安部泰男委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

安部泰男委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、病院局の審査を終了する。

本日は、以上で委員会を終わる。

7月4日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、議案及び請願の採決についてである。

これをもって散会する。

(午後 1時20分 散会)